

○田中しゅんすけ

山田委員に引き続きまして、自民党の2番手として、平成25年度の決算総括の質問をさせていただきます。

まず初めに、地域包括ケアシステムについてお伺いいたします。

板橋区は、2025年に、いわゆる団塊の世代が75歳に到達し、2035年には、板橋区における65歳以上の高齢化率が32.2%と予測されている中で、平成27年度から第6期介護保険計画を進め、あわせて地域包括ケアシステムを構築していかなければなりません。

まず初めに、お伺いいたします。

区長は、ことしの4月に千葉県柏市に赴き、豊四季台団地や柏の葉スマートシティを訪れ、長寿社会に対応した新しいまちづくりへの取り組みを視察されました。特に地域包括ケアシステムについて、どのように感想を持たれ、担当部署に指示をされたのか、お聞かせください。

○健康生きがい部長

おはようございます。

柏市が取り組んでいる豊四季台プロジェクトにつきましては、国と柏市、東京大学が連携して、全国に先駆けたモデル事業として行われているものでございます。内容といたしましては、在宅医療の推進、各種介護保険サービスを担う事業所との連携、調整、情報共有システムの構築、市民への啓発、相談、支援、これらを実現する中核拠点としての地域医療連携センターの設置などに、総合的に取り組むことにより、地域包括ケアシステムを構築していこうというものでございます。

また、あわせまして、高齢者の生きがい就労の創生に取り組むことによりまして、いつまでも在宅で安心して生活できるまちづくりと、いつまでも元気で活躍できるまちづくりを一体的に実現していこうというものでございまして、評価すべきものだと考えてございます。

板橋区におきましても、今後、高齢化が一層進んでいく中で、喫緊に解決しなければならない課題でありますことから、板橋区の実情に即した地域包括ケアシステムの構築に取り組むに当たりまして、この取り組みを参考にして、検討するようにと指示を受けているところでございます。

○田中しゅんすけ

板橋区としても、新たな地域包括ケアシステムの構築に取り組む必要がある

と思いますが、そのお考えをお示してください。

○健康生きがい部長

まず、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、自立した日常生活を安心して営むことができるよう、早急に取り組むべきものとして、地域における在宅医療体制と、訪問看護、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどが受け持つ介護保険サービスとの一体的な体制整備を、計画的に進めるために、板橋区が地域の医師会や地域包括支援センター、介護事業所などと連携した取り組みを展開していきたいと考えております。

同時に、在宅医療と介護との連携には、情報の共有化が重要になってまいりますので、ICTを活用した情報共有の仕組みを検討していく予定でございます。また、地域包括ケアシステムの構築には、区民の理解と協力が不可欠であることから、広報やホームページ、地域や団体との協議など、さまざまな機会を捉えて、普及啓発を行っていききたいと考えております。

○田中しゅんすけ

今、ご説明をいただいた中で、今まで、板橋区としても地域包括に取り組んできた事例もあったと思うんです。それで、今回また新しく、制度を新しくしていく、また新しいシステムを構築するというような状況になるという、今、ご説明をいただきましたが、今回、新しい地域包括ケアシステムを構築する上で、課題等々があれば、お示してください。

○健康生きがい部長

まず、1点目は、これは従来との延長上の方針でございますが、地域密着型サービスなどのサービス基盤を確保する、それとともに、新しい課題として、地域包括ケアシステムの目指すべき姿、あるいは地域課題につきまして、板橋区と医療関係機関、介護サービス事業者、専門職、地域住民など、全ての関係者間におきまして、共通した認識を持つことができるかというところが、大きな課題であると考えてございます。

○田中しゅんすけ

今、目指すべき姿というふうにご表現いただいたんですが、具体的に目指すべき姿が見えなかったもので、どのように目指すべき姿というのを考えていらっしゃるのか、もしそこら辺、お示しできるようであれば、お願いしたいんですけども。

○健康生きがい部長

今後の目指すべき姿でございますが、今まで、どちらかというところ医療は医療、介護は介護というところで、大きく分かれて、それぞれのサービスを提供するというのが中心だったと思いますけれども、これからの高齢化社会では、病院から退院をして、それから退院した中で、不自由をお持ちになりながらも生活をしていく、あるいは逆に、在宅で介護を受けながら生活していて、医療が必要になった、重くなったときには病院に入っていくというような、医療と介護がスムーズに流れるような、そういった取り組みが、新しい課題なのかなと考えてございます。

○田中しゅんすけ

そうしましたら、地域包括ケアを進める上で、いろいろな連携が必要だということ、課題としても挙げていただいていると受け取らせていただきました。地域包括ケアシステムを進めるには、在宅、先ほどのお話もありましたが、在宅医療との連携が重要となりますが、そこのお考えをお聞かせください。

○健康生きがい部長

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じて、在宅で自立した生活を営むことを可能とするための取り組みでございます。地域包括ケアシステムを構築するに当たりましては、医療の必要度が高くなった場合でも、在宅生活を維持することや、急性増悪時などにおける一時的な入院から在宅療養へのスムーズな移行を実現する必要がございます。そのためには、先ほども申し上げましたが、介護サービスと連携した在宅医療サービスと、あるいは病院のバックアップ体制などが重要だと考えてございます。

○田中しゅんすけ

さらに、在宅医療を進めていただく上で、他職種との連携は欠かせないものであると思いますが、中でも医療職と介護職との連携強化が大変重要であると考えます。医療職に対してのまとまりとか、医師会を通じて、それぞれの部門でしっかりと、在宅医療に関する考え方というのは、連携がとれているとは非常に感じているんですが、やっぱり介護職です、介護職は非常に難しい部分が多いと思います。しかも、介護職の方々の調整というか、そういうのは非常に難しい課題だと思いますが、この連携強化の重要な部分を、どのように考えておりますか、ご見解をお聞かせください。

健康生きがい部長

冒頭にお話をいただきました柏市でも、在宅医療の取り組みを、一番大きな重点的な取り組みとしておりますけれども、板橋区でも、既に設置されております在宅療養ネットワーク懇話会、こちらのほうは医師会が中心で運営しておりますけれども、そういった会ですとか、あるいは板橋区介護サービス全事業所連絡会、こちらはどちらかというと介護サービス側の事業者の会でございますが、そういった会などと協議、調整していくとともに、必要に応じて、新たな会議体なども設置し、区が調整や働きかけを行っていくことを検討しております。

○田中しゅんすけ

今、部長のご答弁にもありましたネットワーク懇話会、このネットワーク懇話会に関連して、板橋区でも既に医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護職、医療関係者、従事者の皆さんが連携をして、ネットワーク懇話会を開催して、随分長く活動していただいておりますが、板橋区が行政として積極的に参加をされていたようには、私、会議に何度かお邪魔をさせていただいたんですが、見受けられませんでした。その理由をお聞かせください。

○健康生きがい部長

今おっしゃられました在宅療養ネットワーク懇話会につきましては、平成 22 年度に発足した多職種連携を図る目的で設置したものでございます。板橋区としても、持ち回りで幹事を引き受けたり、あるいは職員が懇話会に参加したりということで、懇話会の一員として参画していると思っております。

○田中しゅんすけ

今後、板橋区として、柏市のような中核拠点である地域連携医療センターの設置を考えていくべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

○健康生きがい部長

柏市では、医師会、歯科医師会、薬剤師会の共同で、地域医療の推進と多職種連携の拠点といたしまして、平成 26 年 4 月に、柏地域医療連携センターの運営を開始してございます。地域医療連携センターは、在宅に戻る際の調整支援や、在宅医療、看護、介護のコーディネート、市民相談啓発など、先駆的な機能を持った施設でございまして、とても参考になる機能を持ったものだと考えてございます。

板橋区としては、おとしより保健福祉センターと医師会で運営している板橋

区医師会在宅医療センターとの連携により、こういった支援体制の構築、強化に取り組んでいきたいと考えてございます。

○田中しゅんすけ

先ほども、医師会とのネットワーク懇話会との連携というお話の答弁もいただきましたが、板橋区としても、今までの外郭的な、今までの役割から、医師会を初めとする医療関係団体と連携し、板橋区が中核的な役割を果たさなければならぬと考えますが、そのお考えをお聞かせください。

○健康生きがい部長

医療関係団体と介護関係団体の連携を強化するとともに、区民の理解と協力を得るためには、板橋区が主体的に役割を果たしていくことが重要だと考えておりますので、その方向で取り組んでいきたいと思っております。

○田中しゅんすけ

部長、確認なんですけど、主体的ということは、中核的に、リーダーシップをとってやっていただけると受け取ってよろしいのでしょうか。

○健康生きがい部長

それぞれの団体と協調しながら、板橋区も主体的に、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○田中しゅんすけ

ありがとうございました。ぜひ、よろしく願いいたします。

最後に、今までの答弁を踏まえて、第6期介護事業計画へどのように盛り込んでいくおつもりなのか、お示してください。

○健康生きがい部長

第6期の板橋区介護保険事業計画につきましては、現在、中間のまとめ案を取りまとめている段階でございます。事業計画には、国が示す指針のもと、第5期計画から重点事項として取り組んでまいりました地域包括ケアシステムの実現に向けて、在宅医療、介護の連携などの具体的な取り組みを反映していく予定でございます。

○田中しゅんすけ

ことしの5月に放送されましたNHKの報道特集スペシャル番組で、日本新

生、日本の医療は守れるか？～“2025年問題”の衝撃という番組がありまして、その中で、柏市長の秋山市長が、次のようにおっしゃっていました。

2025年という大きな社会問題に直面する中で、支えていく社会のインフラや仕組みが整っていないのは、本当に大きな問題だ。時間をかけて、今から準備をしていくことが大切だとおっしゃっていました。

板橋区でも、ぜひ大変大きな課題であると認識をしておりますので、よろしくお願いたします。

○田中しゅんすけ

午前中に引き続きよろしくお願いたします。

続きまして、産業振興についてお伺いたします。

板橋区は、平成15年度より北区とともに取り組んできましたKICCプロジェクトを皮切りに、企業、関係機関とともに高齢者女性向けの転倒骨折予防下着の開発等に取り組み、今現在でも理化学研究所と連携し、痛くない注射針、いわゆる痛みを大幅に軽減させた体に優しい注射針の開発等の医工連携事業の推進に取り組まれております。

そこでお伺いたします。医工連携推進事業の推移ということで、これからの医工連携事業の展開についてお聞かせください。

○産業経済部長

医工連携の今後の展開というご質問でございます。

本年6月、安倍政権が閣議決定いたしました日本再興戦略では、医薬品、医療機器、再生医療の医療関連産業の市場規模を2020年度に16兆円に拡大するという目標を掲げておりまして、またことしの11月には、改正医療薬事法が施行されまして、これまで許可制だった医療機器の製造業が登録制になるなどの規制緩和によりまして、区内中小企業の医療分野への新規参入がしやすい環境が整いつつあると認識しているところでございます。

参入障壁が低くなるという点では、今後競争激化が予想される市場でございますけれども、区といたしましては、板橋区産業振興公社を通じて、医療機器メーカーや医療機関と区内製造業とのマッチングの実施や、医療機器の設計、製造に関する展示会に板橋区ブースを設けるなど、今後医工連携に向けたさまざまな施策を積極的に展開してまいりたいと考えているところでございます。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしくお願いたします。マッチングの強化が何と言っても重要になってくると思いますので、マッチングの強化を板橋区としてしっかりとフォロー

一していただきながら、何とか板橋区の産業として発信できるような形でお力をいただきたいと思えます。

また、新しい発想の製品開発や販路拡大を目指して、医療機器製販業界のある文京区との連携が必要不可欠であると考えますが、お考えをお聞かせください。

○産業経済部長

ご承知のとおり、文京区には本郷に東京大学医学部を擁する医療関連産業の集積が高い地域でございまして、板橋区においても既に板橋区産業振興公社を通じまして、文京区経済課や本郷にある先ほどご紹介のありました日本医療機器協会と接触を図ってございまして、これまで区内企業との連携につきまして、さまざまな協議を重ねているところでございます。

また、来年2月には文京区の共催を得て、医工連携セミナーや交流会をハイライフプラザで開催する予定でございまして、その後も文京区でございましてけれども、本郷地区の医療機器販売製造企業の商談交流会開催に向け、現在調整中でございます。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしく願いいたします。

ことしの2月15日に、文京区と大田区が医療関連産業の連携で覚書締結ということで、板橋区も去年からずっといろいろと模索をしていましたが、大田区がいち早く覚書を締結されたということですので、何とか板橋区もおくれずに、こちらのほうもしっかりと連携をしていただいで、締結をしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、産業支援事業の取り組みについてお聞きいたします。

まず初めに、板橋区における創業に対する補助金を支出する事業はあるのかどうかお聞かせください。

○産業経済部長

創業に対する補助金につきましてですが、板橋区では産業融資の中で利子補給を実施してございましてけれども、創業に伴う経費について直接補助金を支出する事業につきましては実施をしていないところでございます。

○田中しゅんすけ

ぜひお考えをしていただきたいと思っております。

それでは、補助金を支出する事業がないのであれば、創業を支援する事業は

ありますか。

○産業経済部長

創業支援事業についてでございます。現在、インキュベーション施設として指定管理者により運営している企業活性化センターにおきまして、貸しオフィスの提供、創業希望者や創業間もない企業を対象に相談、創業に関するセミナー等を実施しているところでございます。

また、平成19年3月より、金融機関や税理士会などの専門家による創業支援ネットワークを構築し、資金調達や販売戦略など創業時の各種相談に対応しているところでございます。

○田中しゅんすけ

産業競争力強化法に基づく板橋区の創業事業計画が、ことし3月国の認定を受けたと聞いております。この創業支援の具体的な取り組みについてお聞かせください。

○産業経済部長

国の認定を受けた創業支援事業についてでございます。

板橋区の創業支援事業計画が国の認定を受けたことによりまして、企業活性化センターにおきまして、経営、財務、販路開拓、人材育成で構成する創業4分野マスターコースを、本年5月から開講してございます。この講座を受講いたしますと、板橋区内で創業する際に、株式会社設立時の登録免許税の5割減額や、信用保証協会の創業関連保証枠の拡大、これは1,000万から1,500万などの優遇措置が受けられることになってございます。

また、現在、板橋区産業振興公社との連携による企業活性化センターの相談体制の強化など、国の認定を受けたことによりまして利用が可能となる補助金を活用いたしまして、創業支援体制の充実も検討しているところでございます。

○田中しゅんすけ

すみません、周知の方法とかがわかるようでしたら教えていただきたいんですけども。

産業経済部長

周知の方法でございますけれども、これにつきましては私どもも主に企業活性化センター並びに板橋区産業振興公社等のホームページ等を通じて周知しているものでございます。

○田中しゅんすけ

せっかくの事業ですので、もう少し周知をしていただけると助かりますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、区長は第2回定例会で、国の地域人づくり事業を活用し、経済好循環に資する取り組みを検討していると答弁されていましたが、検討状況と具体的な内容についてお聞かせください。

○産業経済部長

地域人づくり事業を活用した取り組みということでございます。

国の地域人づくり事業の中の処遇改善プロセスというカテゴリーを活用いたしまして、従業員の賃金アップへの原資となる企業業績向上に資する取り組みや、離職者の高い業種の定着支援に資する取り組み等に対して、全額東京都の基金を通じまして国から補助される事業の実施を検討しているところでございます。

具体的には、海外販路の拡大により企業の業績向上を目指す事業、あるいは介護従事者の定着率向上に資する事業などについて検討しているところでございますけれども、事業の詳細につきましては、来月、11月中には確定していきたいと考えているところでございます。

○田中しゅんすけ

続きまして、いたばし女性企業家 No. 1 プロジェクトについてお伺いいたします。

このプロジェクトは、東京商工会議所板橋支部が東京都の補助金を活用し、板橋区や中小企業診断会との共催により昨年度実施し、10月の講演会には100名を超える参加者があったと聞いております。起業に関心のある女性は非常に多く感じられますが、このようなセミナーに参加した女性が実際どのくらい起業に結びついているか、区は把握しているのかをお答えください。

産業経済部長

申しわけございません。女性の実際の起業の実態把握については、現在区では行ってございません。行っていませんが、これまで企業活性化センターでの実績等から見ますと、事業計画作成などの実践的テーマでなく、起業入門のような動機づけをテーマとした講演会等の場合、参加者が実際の開業に至る割合は決して高いものではなく、1割にも満たないものではないかと推測しているところでございます。

○田中しゅんすけ

それでは、女性が板橋区で実際の起業につながるような取り組みを強化していただきたいと思いますが、板橋区として今後の女性の創業支援をどのように展開していくのか、その展望をお示してください。

○産業経済部長

女性の創業支援の展開についてでございます。

企業活性化センターでの女性の創業相談は、年々増加傾向にございまして、実際に起業し、順調にしている例もデータとして蓄積されてきているところでございます。今後、これらの相談事業等で蓄積されたノウハウや、人材ネットワークを生かして、女性向けの各種のセミナーや相談事業の内容をさらに充実を図っていきたいと考えているところでございます。

○田中しゅんすけ

ぜひ板橋区独自の助成制度を導入するなど、新たな取り組みを考えて、女性が起業しやすく、活躍できるまち板橋を強く発信できるようにしていただきたいと思いますが、ご決意をお聞かせください。

○産業経済部長

発信ということでございます。ソーシャルネットワークシステムなどを活用いたしまして、これまで以上に女性の起業成功に関する事例を区内外に発信し、女性が起業するなら板橋区でと口コミ等で評判になるように、より実践的な創業セミナーの実施や相談機能の充実はもとより、先ほどご提案のありました独自の新たな助成制度やそれに伴う財源の確保の方策の検討も含め、起業のための子育て環境の整備など、他部署との連携を図りながら、女性の起業支援事業のより一層の充実に取り組んでいきたいと考えてございます。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしくお願いたします。今、おっしゃっていただいた女性が起業するなら板橋というふうに、強く発信をしていただいて、板橋に来れば起業できるんだというような土壌づくりをしっかりと進めていただきたいと思います。

この項の最後になりますが、板橋区の産業経済費が、平成26年度の一般会計の予算規模が1,915億5,000万円のうち産業経済費が占める割合は13億9,600万円の0.7%にとどまっています。同様の比較で、北区は1,337億円のうち29億7,375万円で2.2%、練馬区は2,391億3,079万円のうち26億6,774万円で1.1%、豊島区では1,080億8,600万円のうち文化商工費が36億4,800万円で

3.4%となっています。板橋区も以前は1%台のときもあったと伺っておりますが、現在の経済状況は、中小企業の方が心血を注いで経済的な苦しい難局を乗り越えている状況でもあります。板橋区の産業経済費に占める割合が1%を超えることこそが、真の中小企業の育成であり、創業や起業につながっていくことであると、私は強く感じておりますので、どうぞよろしく願いいたします。質問項目には入れてなかったんですけども、もし部長のご決意があればお聞かせください。

○産業経済部長

ご指摘のとおり、本年度、平成26年度の一般会計に占めます産業経済費の割合0.7%でございます。他区と比べて確かに低いというのは事実でございますけれども、ただ他区の場合、どういう費目が構成されているのかというのは、各区それぞれやはりまちまちでございますので、これを板橋区として一度しっかりと分析しなければいけないと思っております。当然、今後事業を展開する上で、また新たな支援事業をどんどん、板橋区の産業経済部としてもやっていきたいと思っておりますので、ぜひ必要な部分については、財政当局としっかりと議論をしながら、正当な要求についてはしっかりとやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○田中しゅんすけ

ぜひ頑張っていたきたいと思っております。無駄はいけないんですけども、投資しなければ利潤はありませんので、よろしく願いいたします。

続きまして、休日診療対応薬局についてお伺いいたします。

現在、板橋区休日診療体制の地域医療の現状は、板橋区薬剤師会が休日診療を実施している近隣の保険薬局に自主的に開局していただけるように、日ごろから働きかけていただいております。これに応じ、多くの薬剤師会会員薬局の方々が、行政が補助のない中、ボランティア的に、ここが大切ですので重ねてボランティア的に休日の開局をしていただいております。

私自身も、ことしの4月に急な発熱のため、休日診療を受診しました。偶然にも休日診療をしていただいたかかりつけ医から、処方箋と休日に開局していただいている調剤薬局の一覧表をいただきました。次の日は、朝から議会の仕事等が立て込んでおりましたので、調剤薬局の薬は大変助かりました。

しかしながら、実際に開局していただくためには、オーナーや管理薬剤師が担当することが多く、平日とは異なり、午前9時から午後10時までの長時間の勤務になっています。そのことによる経済的な不安はもとより、皆様ご承知のように女性が多い職業でもあることから、セキュリティーに関する心理的な負

担も重なり、休日開局から撤退する薬局も出てきているそうです。

そこでお伺いいたします。板橋区は、休日診療対応薬局に対する重要性をどのように認識されているか、そのお考えをお聞かせください。

○保健所長

よろしくお願ひいたします。

休日診療対応薬局の重要性について、どのように認識しているかというご質問です。

板橋区では、未来創造プランの「No. 1プラン 2015 編」において、安心・安全ナンバーワンを掲げ、安心して安全なまちづくりを実現するための環境整備を行い、区民にとって住みやすい町を目指しております。

身近な地域で休日診療対応薬局を含め、休日の一次救急体制を構築することは、区民の健康を守るために重要と認識しております。

○田中しゅんすけ

私は、休日診療対応薬局への支援をすべきであると強く感じておりますが、改めて板橋区のご見解をお聞かせください。

○保健所長

休日診療対応薬局につきましては、休日診療医療機関の実施状況を踏まえた配備体制のほか、区民のニーズや利便性を勘案し、休日診療対応薬局の制度のあり方を整理していく必要があると思っております。そのために、現在薬剤師会が自主的に実施していただいております休日開局の状況や、区民のニーズなどの整理をしっかりと行い、区民にとってよりよい制度の構築に向けて、協議調整を今後してまいりたいと考えております。

○田中しゅんすけ

ぜひ、助成も含めて前向きな、区民の皆さんのためのお答えを期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、教育課題についてご質問させていただきます。

今月 16 日に、文部科学省が公表した全国の児童・生徒に関する 2013 年度の問題行動調査で、特に小学校の児童による暴力行為が全国で初めて 1 万 896 件となり、1997 年度の調査開始以来初めて 1 万件を超え、いじめの認知件数も過去最多を更新し、不登校も増加、荒れの低年齢化が浮き彫りになっております。

そこでお伺いいたします。調査結果が明らかになり、特に板橋区の小学校での、1つ目が児童の暴力行為、2つ目がいじめの認知件数、3つ目が不登校の

2013年度の現況を教えてください。

○教育委員会事務局次長

板橋区の小学校での児童の暴力行為またいじめの認知件数及び不登校児童の現況でございます。

25年度の問題行動調査の数字を申し上げますと、天津わかしお学校を含む板橋区立小学校におきまして、暴力行為の発生件数は24件でございます。いじめの認知件数は599件、不登校の児童数は110人でございます。これを前年の平成24年度と比較いたしますと、暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、不登校の児童・生徒数につきましては、中学校におきましては不登校、暴力件数については減少しているところでございますが、小学校におきましてはいずれの値も増加傾向にございます。

○田中しゅんすけ

その増加傾向を踏まえて、これからの具体的な取り組みをお聞かせください。

○教育委員会事務局次長

今の状況を踏まえましての小学校での具体的な取り組みについてのご質問でございます。

まず、いじめや暴力行為につきましては、小学校の特別活動や道徳の時間に思いやりなどをテーマとした授業を行ったり、映像教材を活用した授業を実施したりいたしまして、相手を思いやる心の醸成を図っているところでございます。

また、いじめや不登校の未然防止のため、児童の悩みや問題行動等を把握するために、定期的にアンケート調査を実施したり、状況によっては個人面談を実施しております。また、スクールカウンセラーや関係機関等につなげている状況でございます。

さらに、特に不登校につきましては、板橋区不登校対応マニュアルに基づきまして、早期対応といたしまして3日連続して欠席した場合は、電話連絡だけではなく、家庭訪問を実施するなど、学校が組織的な取り組みを行っているところでございます。

なお、いずれの場合でも、学校や家庭の対応だけでは難しい場合につきましては、教育委員会が児童相談所や警察等関係機関と連携した対応も図っているところでございます。

○田中しゅんすけ

ぜひ、確実に取り組みを進めていただけるようお願いいたします。その取り組みも含めて、いじめが認知件数、まだまだ増加傾向にあるというお話を、今ご答弁でいただきました。昨今もいじめによる自殺が後を絶たない現状の中で、板橋区いじめ防止対策基本方針の策定についてお伺いいたします。

板橋区いじめ防止対策基本方針の策定に当たっては、常々理念条例ではなくて、実効性のある条例にしなければいけないというふうに、自民党からもお話をさせていただいておりました。1日も早い学校現場での対応が、この条例の制定によって必要になってまいります。いつからこの条例は効力を発揮するのでしょうか。そのスケジュールをお示してください。

○教育委員会事務局次長

板橋区におけるいじめ防止対策の基本方針の策定などの具体的なスケジュールについてのご質問でございます。

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例が、去る10月1日に施行されたことを受けまして、区全体といたしまして、来週になりますが、10月29日に板橋区いじめ問題対策連絡協議会が開催される予定でございます。また、この場におきましていじめ防止対策基本方針を策定していくこととなります。

さらに、各学校でございますが、いじめ防止対策推進法や区の基本方針を受け、さらに現在の学校でのさまざまな取り組み等を踏まえまして、学校いじめ防止対策基本方針を11月末までに各学校で策定する予定でございます。具体的には、学校としてどのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについて、基本的な方向や取り組みの具体的内容等を、基本方針として定めるものでございまして、学校だより等に掲載したり、各学校のホームページなどで保護者や地域に周知をしていく予定でございます。

○田中しゅんすけ

1日も早く実効性のある条例として、この制度が運用して、いじめに困るお子さんが1日も早い発見と対応の中で、今も対応していただいているとは思いますが、取り組んでいただきたいと思っております。

次に、いじめ防止条例の件で、さらに重大事態への対処または重大事態の発生防止のために、第三者委員会を設置することができるとなっておりますが、その第三者委員会のメンバーに、少なくとも被害者側が推薦する委員を1人は入れるべきであると考えますがいかがですか。

○総務部長

第三者委員会の設置については、区長部局で行いますので、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

いじめ等におきます重大事態の対処につきましては、まず教育委員会がそれに対応しますが、その旨を区長に報告することになってございます。区長は、必要があると認めるときには、板橋区におきましては板橋区いじめ問題対策連絡協議会のもとに、調査部会を設置して調査するというようにしてございます。

調査部会の委員構成につきましては、調査の中立性、公平性を確保する観点から、利害関係の有する人の参加は適切でないと考えてございます。

○田中しゅんすけ

別に利害関係でお話をしているのではなくて、有識者の方々に議論をしていただくことに限界があって、そこに問題解決に至っていない今までの現状があったからこそ、この質問をさせていただいているので、その部分をご理解いただきたいと思いますと思うんですけども、これは質問項目には入れてなかったんですけども、ご答弁いただけますか。

○総務部長

私の言葉が足りなかったかもしれません。委員としては参加じゃなくても、例えば参考人で来ていただいて、調査委員の方がお話を聞くとか、そういう形でのお話を聞く機会は可能であるとは考えております。そういうことも考えられると思ってございます。

○田中しゅんすけ

参考人となると、一場面だけの参加になってしまうので、そうではなくて継続的にその案件にかかわれるような取り組みが、私は必要だと思っております。

続きまして、道徳教育の現況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

まず初めに、道徳教育の必要性について、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育委員会事務局次長

道徳教育の必要性についての認識でございます。

道徳教育は、人や社会、自然などの豊かなかかわりを通して、人間としてのあり方や生き方について考え、命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識など、人間としてよりよく生きる人格の基盤となる道徳性を身につけるためのものであると考えてございます。

また、家庭、地域が今日まで果たしてきたその機能や役割が弱まっている現

状もあることから、子どもたちの豊かな人間性や社会性などをはぐくむために、学校、地域、家庭が十分に連携を図りながら、社会全体で道徳教育をより一層充実させていく必要があると考えているところでございます。

○田中しゅんすけ

教育長のお考えとして、道徳教育が必要なんだという、今のお答えをいただきましたので、思いをいただけたということは感謝させていただきたいと思えます。

そこで、現状での板橋区内の小・中学校で、道徳教材である「私たちの道徳」は、授業で使用しているのかどうかお聞かせください。

○教育委員会事務局次長

文部科学省が発行した「私たちの道徳」の活用状況についてでございます。

従来、区立小・中学校では、東京都教育委員会が作成いたしました道徳教育教材集や、各学校が選定した資料、身近に起きているニュースなどをもとにした自作教材など、さまざまな教材を活用してきたところでございます。本年4月に、文部科学省から全児童生徒に対しまして、「私たちの道徳」という本が配布されているところでございます。教育委員会では、「私たちの道徳」の積極的な活用を促しておりまして、7月に行った調査では、全小・中学校で活用されているという結果でございました。区立小・中学校で道徳の時間だけでなく、総合的な学習の時間、あるいは特別活動など学校の教育活動の多くの場面を通して、道徳的な信条、判断力、実践力と態度などの道徳性を養うために、今申し上げました「私たちの道徳」の活用を推進していきたいと考えております。

○田中しゅんすけ

そうしますと、今全国的に報道されている道徳教材を使用していないというようなお話ということに対しては、板橋区は当てはまらないというご回答だったというふうに思います

それでは、「私たちの道徳」を小学校児童、中学校生徒に自宅に持ち帰り、家族でも道徳について話をしてもらえよう指導はされていますか。

○教育委員会事務局次長

「私たちの道徳」の自宅への持ち帰り状況でございます。

「私たちの道徳」の自宅への持ち帰りにつきましては、文部科学省から示されている家庭での活用の趣旨を踏まえまして、板橋区教育委員会からも指導を行ってきたところでございます。

具体的には、「私たちの道徳」の自宅への持ち帰りにつきまして、7月に各学校に周知し、全小・中学校で持ち帰りを実施するよう指導いたしました。学級によって、または個々の児童・生徒によっては持ち帰りがなされていない状況も見られたところがございます。このため、「私たちの道徳」の自宅への持ち帰りにつきましては、8月に再度通知をしたところがございます。

○田中しゅんすけ

そうしますと、持ち帰りに関しては、学校単位ではなくて学級とか、言うなれば担任の先生のご判断も含めて、持ち帰らない状況があると理解してもよろしいでしょうか。

○教育委員会事務局次長

「私たちの道徳」につきましては、ちょっと厚い本でございますので、日々持ち帰るといふことについては、課題があるかと思っております。学校として長期休業などのときには持ち帰って家庭で活用するよといふことを、教育委員会からも伝えたところがございますが、学級または個々のお子さんで置いていってしまうといふようなこともございましたので、8月には再度持ち帰りについて周知をしたところがございます。

○田中しゅんすけ

ぜひ持ち帰って、時間があれば家庭の方とお話をさせていただきたいと思っております。

ちなみに、これが小学校3年生、4年生用の「私たちの道徳」で、小学校5年生、6年生用がこの厚さです。今回、この質問をするに当たって、教育委員会から全分野でいただいたんですけども、みんなそれぞれこの厚さぐらいなんです。これが余り重たくて大きいとはちょっと考えられないので、ぜひ指導もありますので、その指導に沿って、また教育委員会として各学校に指導していただければと思っております。

それと、先ほど次長のご答弁の中で、さまざまな教材と答弁されていらっしやいしましたが、ちなみに道徳教育の教材は、国が配布している「私たちの道徳」だけではないのでしょうか。

○教育委員会事務局次長

「私たちの道徳」以外の他の道徳教材の状況でございます。先ほど、ご説明をいたしました「私たちの道徳」以外にも、ご答弁で申し上げましたが、東京都でこういう副読本をつくっております。これがかねてから使っていたとこ

ろでございます。これに加えて、さまざま活用しているところがございますが、道徳の教材につきましては、他の教科とは異なりまして、教科書が定められていない状況がございます。今ご説明いたしました「私たちの道徳」、東京都道徳教育教材集に加えて、民間の教材会社で開発、発行した教材、また、これまでの道徳の授業の中で、学校や教員等がみずから手づくりで作成した教材、あるいは新聞のニュースですとか、詩ですとか、そういうさまざまな資料がございます。これらの多様な教材や資料の中から、児童・生徒の実態に応じて、適切な資料を選択し、活用しているところがございます。

○田中しゅんすけ

すみません、次も質問項目に入れてなかったんですけども、これまでの教材は、この指導が来て、文部科学省からの「私たちの道徳」を使いなさいという指導が来て、これを今主に活用していただいていると理解をしているんですが、今まではどの教材を使って道徳の授業をされていたのか。お答えできるようであればお願いいたします。

○教育委員会事務局次長

今申し上げましたように、東京都教育委員会で、国の「私たちの道徳」に相当するようなものがつくられておりまして、これを活用していたところがございます。これに加えて、具体的にはそれぞれの担任教員が選定をしたさまざまな資料を活用していたところがございます。

○田中しゅんすけ

それでは、道徳の時間というのは、週に1時間あると思います。さっき次長のお話では、総合学習ですとか機会を捉えてご指導いただいているとおっしゃっていたんですが、それぞれの担任が東京都とか民間の資料を使って、それぞれのご判断で授業を行っていただいたというニュアンスで捉えたのですが、そのことに関してはいかがでしょうか。

○教育委員会事務局次長

先ほど申し上げましたように、実際の活用につきましては、こういったものをベースに活用するというのと、全体としましては、学校でどういうものを使うかということを決めておりまして、それぞれの授業の中で、それぞれの道徳のねらいの中で、それにふさわしいものを各教員も選んでいるところがございます。

○田中しゅんすけ

そうしますと、先ほど次長がおっしゃったように、お家に持って帰るという話になったときに、これを持って帰るのか、東京都を持って帰るのか、それとも民間の資料を持って帰るのか、それを全部合わせれば確かにすごく重い部分になってきてしまって、じゃあどれを持って帰るんですかという指導になっていくと思うんですけれども、ぜひその部分を、いろいろとお感じになっているとは思いますが、統一的なご判断、統一というのも変かもしれないですけれども、ご判断、どれを、主として使うんですという指針ぐらいはあったほうが良いように思うんですけれども、それはちょっと質問には入れていませんので、ぜひその旨も含めてご検討をいただきたいと思っております。

続きまして、道徳なんですけれども、早ければ2018年度から道徳が特別の教科として教科化される予定ですが、今後どのような対策を立てて指導していくのかお聞かせください。

○教育委員会事務局次長

道徳の特別の教科化に向けての取り組みについてでございます。

新聞報道でもなされておりますが、国では、特別の教科としてねらいを達成するための道徳教育のあり方について示されてございまして、教育委員会としても国の動向を注視しながら、校長会やさまざまな研修会で取り上げ、今後検討を進めていく予定でございます。

また、現在、全ての学校で開催しております道徳授業地区公開講座を通しまして、道徳の教科化について、保護者や地域の方にも情報発信をまいりまして、学校、家庭、地域が十分に連携を図り、道徳教育をより一層充実させていきたいと考えております。

委員ご指摘のように、平成30年度からの道徳につきましては、特別の教科になるということを踏まえまして、国や都からの情報を収集し、板橋区においても適切な対応がとれるよう、計画的に準備を進めてまいります。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしく願いいたします。

インターネットの質問項目の中で、道徳とは何かという問いに、次のような回答がありました。人が自分だけに課すことができる法律。地域を持つ我々がともに生きるための常識。他人への思いやり、人として必要な思いやり。人として生きていくための心得。心の中の法律。このように人それぞれ道徳に対する捉え方は千差万別だと思います。

また、道徳教育について、学習指導要領の解説を見ると、人間が本来持っている願いやよりよい生き方を求め、実践する人間の育成を目指し、その基盤と

なる道徳性を養う教育活動と定義されています。言うなれば、道徳教育とは、人が互いに尊重し合い、共同して社会を形づくっていく上で、共通に求められる規範意識などを身につけ、さらに人間としてよりよく生きる上で、大切なものは何か、自分はどのように生きるべきなのかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ考えを深め、実践につなげていく教育活動だと、私は考えております。

「私たちの道徳」の3、4年生用の教材の中、先ほどお見せしましたが、ともに助け合って生きるという項目がありました。この項目には、盲導犬ベルナのお話が紹介されておりました。この話を、先ほどの道徳の定義にもあったように、心の中の法律に加えておけたとしたならば、もしかしたらさいたま市で起きた盲導犬を刺傷するような悲しい事件は防げたかもしれないと、私は思っております。

続きまして、いたばし未来創造プランについてお伺いいたします。

まず初めに、「No. 1プラン2015」編についてお伺いいたします。

10月11日発行の「広報いたばし」で、いたばし未来創造プラン「No. 1プラン2015」編の評価結果が掲載されていましたが、計画に掲げる3つのナンバーワンは、いずれもおおむね良好な進捗状況となっておりますが、安心・安全の分野については9項目が遅延となっております。その理由をお聞かせください。

○政策経営部長

今ご紹介いただきました平成26年度のいたばし未来創造プラン「No. 1プラン2015」編の評価結果におきまして、安心・安全ナンバーワンに該当いたします評価対象事業は、全部で57事業ございます。そのうち、達成、前倒し、順調が合わせまして48事業と全体の84%が良好な状況にある中で、一部遅延等とされた事業は9事業、ご指摘があったとおり16%となっております。

今回、安心・安全ナンバーワンにおきまして、一部遅延等と評価された事業の理由を大別いたしますと、ニーズの変化等による実績減、あるいは関係機関、地権者との交渉難航及び関係機関、地権者側の理由による延伸に分類されるところでございます。これらの事業の大半につきましては、まちづくりあるいは道路の整備に関するものでございまして、関係機関との調整や周辺住民との協議の進捗状況によって左右されているものと考えているところでございます。

田中しゅんすけ

わかりました。

続きまして、経営革新編についてお聞きいたします。

土木事務所作業業務の見直しについてお聞きいたします。土木事務所の作業

業務を再任用職員等で対応することにより、経費の削減に努め、あわせて作業業務職員の退職不補充により、委託化を引き続き目指すとありますが、この想定効果は達成されたのでしょうか。

○政策経営部長

平成25年度におきます土木事務所の作業業務の見直しにつきましては、正規職員3人の退職に対しまして、その業務を再任用職員化いたしまして、差し引き1,387万6,000円の経費効果を上げてございます。そういったことで、想定効果以上の達成状況でございます。

なお、この3か年につきましては、再任用化ということで計画を具体的に進めておりまして、その後に委託化を引き続き目指すということで、この3か年の中では委託化は具体的な項目として事業量としては見込んでいないところでございます。

○田中しゅんすけ

そうでしたら、現在の土木事務所の人的な体制を教えてくださいませんか。

○土木部長

現在の土木事務所の人的体制でございますが、2か所の土木事務所合わせまして、体制は事務職が2名、技術職が13名、作業職が10名、再任用が10名となっております。

○田中しゅんすけ

ありがとうございました。今の2土木事務所の人的体制で、土木事務所の所管する業務をこなしていくことは可能なのでしょうか。

○土木部長

土木事務所は、区で発注しています道路工事などの工事の監督から、区道の軽微な補修など道路環境の維持保全を担当しております。道路の維持保全そのものは委託や工事の工夫と効率化で乗り切れると考えておりますが、それを支えるあるいは補うための監督業務や直営施工による緊急対応、現場での区民説明などについては、不足や遅延が多少生じていると感じております。部内の体制、連携を見直して対応しているところであります。

ただ、来年度以降は、作業員の定数が5を割り込むため、直営作業班の編成が難しくなるため、代替の措置を含めた抜本的な対策について庁内調整を図っているところであります。

○田中しゅんすけ

ぜひ調整を図っていただければと思います。今の状況の中でも、大変作業を実際に現場で行っている方は、状況的には非常にビジーだというふうに伺っておりますので、ぜひその点は不足や遅延が生じないように、区民サービスの低下にならないように、対策を打っていただきたいと思います。

また、委託化を進めていくことで、経費が今まで以上にふえてしまったということはありませんか。

○政策経営部長

委託化につきましては、個別化する行政需要への柔軟な対応、それから民間活力の拡大による地域経済の活性化などの効果も期待されます公共サービスの民間開放、こちらを進めるという側面から委託化を目指して進めているところでございます。委託化に当たりましては、当然委託料という形で経費の増はありますけれども、それを上回る経費効果を出すということで、定数の削減とかいろいろな手立てがございます。

いずれにいたしましても、直営の場合と比較いたしまして、経費効果が見込めることとあわせて区民サービスを維持、向上させるための委託内容、仕様の追加も含めて、こちら委託化については進めてまいりたいと考えている次第でございます。

○田中しゅんすけ

何となく委託化していったほうが実は割高なんじゃないかなどという感が否めないのですが、次の質問に移らせていただきます。

そのことに関連して、大規模災害時、震災や風水害のときは、1人の職員がどのくらいの区道を受け持つのか。また、土木部としての配分の方針をお答えください。

○土木部長

大規模災害のとき、土木部は土木施設の点検、調査及び応急対応、区道の障害物の除去を主な任務としております。単純に区道の延長 680 キロですので、公園関係以外の正規職員 120 名で割り返しますと、1人で区道6キロ分を担当するということになります。

また、先ほどもお話が出ています事務所の作業員についてであります。区道の障害物の除去に必要な、例えば削岩機を使うですとか、アスファルトカッターを使うというような従事ができる作業員は、先ほどもお話したように 10

名しかおりませんので、これも単純に割り返すと1人で区道70キロを担当するというお話になってしまいます。

次に、職員の配分についてであります。例えば大震災が発生した場合に、最大級の対応でかつ職員が100%参集できたとしても、交代要員を考慮しますと実働は80名程度になると考えています。半数を庶務だとか連絡調整要員として配置しますので、残りの約40名で現場対応になるのかと考えております。この40名で、土木事務所の作業員10名の技術指導のもと、区道の被害調査やがれきの撤去などに従事させます。さらに、国道や都道の状況を踏まえた上で、区内業者による区道の復旧が始まりますので、その段階で職員が監督業務に当たると考えております。

○田中しゅんすけ

すごく大変な数字なんだということを、改めて痛感いたしました。大規模災害が起きたときに、1人の土木部の職員の方が受け持つ区道の距離が70キロというのは、これはかなり不可能な数字に近いのではないかとというふうに、今の部長のご答弁で実感いたしましたので、ぜひ来年度に向けて、先ほど部長もおっしゃっておられましたが、体制の立て直しを含めた調整をお願いしたいと思っております。

続きまして、防災対策についてお聞きいたします。

まず初めに、住民防災組織、区民消防隊、消防団への支援体制の強化と拡充についてご質問させていただきます。住民防災組織、区民消防隊への防災倉庫の整備状況をお聞かせください。

○危機管理室長

住民防災組織の格納庫につきましては昭和53年から、また区民消防隊のポンプ格納庫につきましては昭和49年から整備が進められておりました。公用地や集合住宅などの敷地内に、おおむね1棟4平米程度の大きさに設置されております。平成26年9月末現在の整備数でございますが、住民防災組織の防災資機材格納庫は233棟、区民消防隊ポンプ格納庫は40棟となっております。

○田中しゅんすけ

大規模災害に備えて、現在も資機材の整備を進めているのが各町会、住民防災組織、区民消防隊も含めてされていると思います。今、お話を聞いたとおり、1棟当たりの平米数が約4平米ということですので、今までの整備をいただいた防災倉庫だけでの対応が、昨今の大規模災害の備えということで、それぞれの防災組織が整備を自分たち独自の整備も含めて、新たな整備も進めているの

が現状です。今の防災倉庫だけでの対応が難しくなっていること自体、危機管理室にも地域の声が届いているはずですが、その点はいかがでしょう。

○危機管理室長

現在、区で配備しております資機材のみでありますと、既存の格納庫の大き
さで収納することは可能であるとは考えてございますけれども、各組織におい
て地域の特性を踏まえた防災対策が進む中では、防災敷材格納庫の充実に関す
る要望というの、私どものほうには届いてございます。

区が整備する住民防災組織の格納庫につきましては、現在1つの組織に対し
て原則1つということになっておりまして、それ以上の格納庫を整備する場合
には、世帯数ですとか、あとは町会区域の大きさ、集合場所の位置ですとか、
その必要性を十分検討して整備を行っているところでございます。

また、既存の格納庫の老朽化あるいは修繕につきましては、その状況を確認
して、更新を含め現在対応しているところでございます。

○田中しゅんすけ

ぜひまた新しい整備を進めていく状況もありますので、そのことを十分に考
慮していただいて、対応していただきたいと思いますが、これからの対策につ
いてお答えお聞かせください。

○危機管理室長

先ほど1個以上、複数の格納庫設置の場合の考え方というのを申し述べまし
たけれども、区としても現状格納庫の整備の充実というのが必要だと考えてご
ざいますので、先ほど申し上げました基本的な考え方に沿って、現在整備方針
の見直しを今進めているところでございます。今後、既存の格納庫がどうい
った実態になっているかというものを調査いたしまして、その結果に基づきま
して防災格納庫の充実に向けた検討を進めまして、地域防災力の向上に取り組
んでまいりたいと考えております。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、各分団本部資機材格納庫の充実及び公共施設の大規模改修の際
には、積極的に格納倉庫等の整備をお願いしたいのですがいかがでしょう。

○危機管理室長

一部の消防団の分団におきまして、分団本部ですとか資機材格納庫等の施設

が不足しているということは、私どもも認識をしております。これまでも公共施設の積極的な活用により、支援をしてきたところでございますけれども、今後も施設整備が不足している分団地域を中心に、公共施設の改修時期も考慮いたしまして、消防団を所管します消防署あるいは消防団本部ともその整備についての協議を継続して行っていきたいと考えてございます。

○田中しゅんすけ

ぜひ整備をしていただきたいというふうに本当に思います。今室長がおっしゃったように、分団本部が、団本部すらない消防団もまだありまして、その活動拠点というのが、もう本当に広い範囲にもかかわらず、地域的に団本部の設置がいまだにかなっていないというところもありますので、ぜひ前向きにご検討いただきまして、建設的なご回答をいただければと思っております。

続きまして、防災、減災に加え、知災、備災対策についてお伺いいたします。

防災、減災については、ふだんから耳にする言葉でもあり、板橋区としても十分な対応をとられているはずですが、知災と備災については、私自身もなじみの薄い言葉でしたので、少し説明をさせていただきます。

まず初めに知災です。知災とは、言葉のとおり災害を知る、災害を調べることです。最低限自分が暮らす地域で、過去に起きたさまざまな自然災害の履歴を調べることにより、経験したことのない自然災害から、家族や自分の命を守ることが可能になります。

また、備災とは、災害に備えるということであり、自然災害が起きると、行政、自治体が助けてくれるという認識が、日本人には強くありますが、基本的には行政、自治体に依存しないで、自分や家族の命を守るための避難行動や、家族との連絡方法、備蓄品、非常持ち出し品などの準備をすることです

そこでお伺いいたします。板橋区としての知災、備災対策をお聞かせください。

○危機管理室長

板橋区の地域防災計画の中には、知災あるいは備災といったものの記載はございませんけれども、自分の住む地域における災害の危険性、防災上の資源を知り、発災時にどのような行動をとって、日ごろからどのような準備が必要なのかを考えていくことは重要なことであると考えてございます。

これに関連いたしまして、板橋区では各地域ごとの特性を踏まえた防災対策マニュアル作成支援に取り組んで、今いるところでございますけれども、その中で、自分の住む地域の特性ですとか、あるいは日ごろからの被災の履歴ですとか、そういったものを学んでいただくことで、災害対策について役立ててい

ただきたいと考えております。区といたしましても、知災や備災の視点も取り入れながら、区民一人ひとりが災害に対する当事者意識が持てるよう、防災意識の普及や啓発を推進していきたいと考えてございます。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、災害時の避難勧告、避難指示についてご質問させていただきます。

昨年に引き続き、我が国は多くの災害に見舞われた年でした。幸いにして板橋区内では、人命にかかわるような被害は発生しませんでした。8月20日に74名が犠牲になった広島市の土砂災害を初め、全国で5,000件を超える被害が発生しています。この原因は、台風と前線、暖湿流が干渉し合っただけに見る豪雨が発生したということですが、こうした状況は関西に特有なわけではなく、東京でも十分起こり得ることだ考えられます。

そしてこうした中で、被害の明暗を分けたものの1つに、避難勧告、避難指示がありました。板橋区も先日の台風18号、19号でも、多数の自治体が相当広い範囲で避難勧告や避難指示が出ておりましたが、板橋区ではどのような基準で避難勧告や避難指示をどの範囲に出されるのでしょうか、お聞かせください。

○危機管理室長

板橋区におきます避難勧告等の発令につきましては、現在、区で収集しております気象観測地あるいは気象庁から発表される気象情報を判断基準として、区の対策本部において協議の上、発令することとしております。

具体的には、避難勧告の場合ですけれども、荒川の場合には岩淵水門の水位が7.0メートル、石神井川、新河岸川、白子川の場合は、区の設置した水位計の水位が桁下2.4メートル、土砂災害のおそれがある場合には、東京都による土砂災害警戒情報の発表というものを避難勧告の原則的な判断基準として考えております。

発令の範囲といたしましては、荒川の場合には高島平を含む標高の低い地域、新河岸川を初めとする中小河川では、氾濫危険の迫った河川の流域、土砂災害の場合には、土砂災害危険箇所であります武蔵野崖線に沿った地域に、避難準備情報あるいは避難勧告を発令するという事になってございます。今後、水防関連機関あるいは荒川下流の近隣自治体と協議の上、その他の、先ほど申し上げました水位以外の要因ございますので、総合的な避難判断基準というものを定めるべく検討してまいりたいと考えております。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしくお願ひいたします。

それで、荒川についてお伺ひいたしますが、仮に避難勧告を出した場合、水没が予測される地域に住む多数の方々の避難場所はどこに確保するのでしょうか。また、避難誘導はどのように行うのでしょうか、お答えください。

○危機管理室長

荒川が氾濫の危険性があるという場合には、区の北部につきましては浸水するということがございますので、その地域の小・中学校というものは避難所としては開設をしない予定でございます。

その場合、浸水被害想定区域以内の標高の高い地域の小・中学校、これを避難所として開設いたしまして、氾濫箇所の被害状況に応じまして、開設場所あるいは開設する数を設定することになるかと思ひます。

荒川に起因する避難誘導につきましては、北部全体ということで移動距離も長く、広範囲ということがございますので、時間的に余裕を見て避難勧告を発令して、区職員だけでなく、関係機関、地域の関係団体等にも協力を依頼して実施したいと考えてございます。

また、現在、荒川の氾濫を想定した避難につきましては、荒川下流河川事務所、北区、足立区とともに、大規模浸水被害に備えたタイムライン策定の中で、今検討してございますので、その中で時系列に沿った区民の避難行動について確立をしていきたいと考えてございます。

○田中しゅんすけ

板橋区のハザードマップを見る限り、かなり広範囲にわたっての避難が必要だという状況が浮き彫りになっている中で、荒川が危険水域を超えたということになると、避難場所というのはかなりの区民の方々の人数と、かなりの面積が必要になってくると、容易に想定できることですので、ぜひその対策をしっかりとしておいていただきたいと思います。

次に、石神井川についてお聞きいたします。荒川や新河岸川であれば、降雨から一定の時間を置いて増水していくと予測されますが、石神井川ですと避難を呼びかける前に急激に水位が上昇してしまうと思われませんが、どのような対策をお考えでしょうか。

○危機管理室長

委員ご指摘のとおり、石神井川等は川幅が狭うございますので、ゲリラ豪雨などの短時間の大雨によって、急激に水位が上昇する場合がございます。他の

河川とは違う対応が必要になってくると考えてございます。

水位につきましては、区が区内石神井川流域に設置いたしました4か所の水位計、上流に設置された他の水位計情報のほか、250メートル解像度の降雨情報によりまして、以前よりも詳細な水位予測が可能となっております。

このような予測をもとに、先ほど申しましたように、橋の桁下の水位が2.4メートルの注意水位を超えて増水が予測される場合には、石神井川流域の防災放送塔からモーターサイレンを鳴らすとともに、さらに警戒水位、桁下1.4メートルを超えるような場合には避難を呼びかけるというようなことになろうかと思っております。ハザードマップによりますと、石神井川が氾濫する場合の水深の深さは、大部分が50センチから1メートルと想定されておりますので、自宅から離れて避難所へ避難するほか、自宅の2階などの高いところに一時的な避難を呼びかけるというような場合もあるかと考えております。

○田中しゅんすけ

ぜひ早いタイミングで警報等をお知らせいただければ、特に石神井川近隣に住む方々は、本当に集中豪雨があると一気に川の水位が上昇しまして、やはり二、三年前にも仲宿付近で水があふれ出したという状況もありましたので、ぜひ対策をお願いいたします。

続きまして、要援護者の避難誘導はどのタイミングで行われるのでしょうか、お答えください。

○危機管理室長

要援護者の方は、1人で避難することが困難ということが大勢いらっしゃるということで、避難勧告を発令する前に、一定の注意喚起が必要ではないかと考えてございます。要援護者に関しましては、避難勧告の前段階である避難準備情報の発令時点で、今後の避難行動に備えていただくように、さまざまな手段で呼びかけを実施してまいりたいと思っております。

また、荒川等の浸水被害想定区域というのがございますが、その中にいらっしゃる高齢者や障がい者、乳幼児、これらの方が利用する施設がございますけれども、これにつきましては、国土交通省からの通知もございまして、特に配慮するようということでも求められておりますので、避難準備情報が発令された際には、避難行動を準備するように、直接その施設等に電話、無線等で連絡をするということになろうかと思っております。

○田中しゅんすけ

ぜひふだんからの対策の周知と、それからやはり要援護者であるご家族の方も含めた情報の共有と、それから打ち合わせというのが非常に大切になってく

ると思いますので、その部分はしっかりと対応していただきたいと思っております。

最後に、私は特別警報が出たら、直ちに避難指示が妥当であると考えますがいかがでしょうか。

○危機管理室長

特別警報、大雨特別警報が発表される時というのは、既に大雨洪水警報が発表されまして、区内の各河川の水位も警戒水位に達しているか、あるいはそれに近い状況ということが想定されるかと思っております。そうした状況では、大雨特別警報が発表された時点で既に避難準備情報や避難勧告が発令されている場合も想定されますけれども、特別警報発表後には、避難勧告あるいは避難指示の発令について、関係機関と協議し、迅速に決定をしまいたいと考えております。

○田中しゅんすけ

ぜひ迅速に指示または勧告等を出していただけるようお願いいたします。

続きまして、ちょっと私の持ち時間も少なくなってきましたので、7、8、9を飛ばさせていただいて、10番の個人情報等の紛失事故についてご質問させていただきます。

10月21日に、個人情報紛失事故という、個人情報保護審議会の中で報告をいただきまして、今回個人情報紛失事故が実は8件にも上りまして、今までの、私も個人情報保護審議会の審議委員を3年間務めてきたんですが、3年目にして初めてこのような大きな数の紛失事故が報告されました。これに基づいて質問させていただきます。

平成25年度の事故件数と平成26年度の現在までの状況を教えてください。

○政策経営部長

まず最初に、区民の皆様のご大切な個人情報にかかわる事故を相次いで起こしてしまっただけで済ましましては、大変申しわけなく思っております。区民の皆様、議会の皆様、そして田中議員を初め情報公開及び個人情報保護審議会の委員をお務めいただいている議員の皆様など、関係者の皆様には心からおわびしたいと思います。

また、私の政策経営部が所管いたします広聴広報課からも、今回事故を出してしまっただけで済ましましては、ざんきの念にたえないところでございまして、重ねておわびを申し上げます。まことに申しわけございません。

お尋ねの平成25年度の事故件数につきましては6件でございました。26年度

につきましては、本日 10 月 24 日現在でございますけれども、実は 12 件という
ことで発生してございます。

以上でございます。

○田中しゅんすけ

昨年度で 6 件で、現在は今の状況ですから 10 月 24 日の状況でもう既に 12 件
ということで、昨年 1 年起きた事故の件数をもう既に今の時点で上回ってしま
っているということだと思っておりますが、同時期と比較をされてどのようにお考
えになりますか。

○政策経営部長

同時期ということで、10 月 24 日の時点で比較をいたしますと、平成 25 年度
はその時点では 3 件でございました。今年度は既に 12 件となっておりまして、
4 倍増ということで、極めて憂慮すべき状況になっていると認識してございま
す。

○田中しゅんすけ

この報告書なんですけれども、事故報告書は誰が作成されているのでしょうか。
もし本人が作成していない場合は、なぜ当事者が作成しないのか教えてください。

○政策経営部長

事故発生報告書につきましては、個人情報保護管理責任者でございます課長
または個人情報保護事務取扱者でございます係長が作成しております。個人情
報保護条例の第 12 条、同施行規則の第 5 条に規定いたします個人情報保護管理
責任者でございます各課、各所の所長、所属長に個人情報の適正管理、安全管
理の責務を課すことが定められておりまして、事故が発生した際は、各課、所
長が一義的に責任を負うこととなります。このため、報告書の作成に当たりま
しては、組織の責任者である課長、所長あるいは係長が、事故を起こした当事
者からの事情聴取、発生した事象、経過等の状況の分析調査を客観的に行いま
して、組織として事故対応を行うため、事故を起こした当事者ではなく、課長、
所長、係長が作成しているものでございます。

○田中しゅんすけ

普通の企業ですと、何か自分がミスをして報告書を書かなければいけない
というときには、多分自分で制作して、その報告書を所属長に渡すというのが、

私は民間の広告代理店出身でしたので、事故報告書は書いたことはないんですけども、多分そうなんだろうというふうに想像できますので、ぜひ今後の再発防止のためにも、いろいろなことを踏まえて、本人にも何かかかわっていただくということを入れていただきながらお考えいただきたいと思っておりますので、事故を起こされた当事者の再発防止に向けた取り組み等は、報告書の中には多分所属長とかその方々の再発防止に向けた取り組みだけが書いてあるんです。その方の実際の、じゃあ自分がミスをして、どう次はミスをしないように生かしていくのかという文章というのは、確かなかったように思うんですが、それはなぜ報告書に反映されていないのでしょうか、お答えください。

○政策経営部長

個人情報事故が起きた場合は、板橋区の危機管理対応指針で、速やかに個人情報保護の所管課である区政情報課、報道発表を行う広聴広報課、危機管理全般を所管する防災危機管理課へ事故等発生報告書により、報告、協議することと規定されております。また、若干タイムラグはございますけれども、総務課に報告するとともに、職員がかかわる事故につきましては、人事課にも報告することとなっております。

事故等発生報告書には、事故の再発防止策を初め、発生原因、今後の対応などを記載しておりますが、なぜ事故が発生してしまったのか、どのような手順で業務が行われていたのかなどを、事故を起こした当事者などからの事情聴取をもとに検証し、事故を起こした当事者はもとより、組織全体として業務の改善を図り、事故の再発を防ぐ内容となっている次第でございます。

○田中しゅんすけ

その上で伺いたしますが、再発防止策は現状の対策のままでよいと思われませんか。

○政策経営部長

今年度、これまでに発生しております12件の個人情報事故、事案につきましては、全て区の職員が、あるいは学校の教員が直接起こした事故でございます。しかも、初歩的な人為的ミスによるものばかりでございます。しかも、外部へ持ち出したわけでもないにもかかわらず、庁内や校内において日常的に業務を行っている中で紛失した事故も散見されるということについては、極めて深刻に受けとめてございます。全庁一丸となって、職員一人ひとりが意識、態度、行動を振り返り、新たな事故を防ぐ対策を組織的に講じなければ、事故は際限なくふえ続けてしまうといった強い危機感を持ってございます。

○田中しゅんすけ

その上で、私は再発防止策を抜本的に改めていく、今までの再発防止策ではなくて、やはりここにもう一度立ちどまっていたで、これだけの個人情報事故が起きているということを踏まえていただいた上で、新しい、本当に抜本的というか、本当にがらっと今までの再発防止策を塗りかえるような改革というか、対策が必要だと思いたすがいかがでしょうか。

○政策経営部長

今年度これまでに発生しております個人情報事故、事案を検証いたしますと、事故の発生要因としては4つ挙げられると考えております。

1つは、マニュアルあるいはルールが形骸化している。それから2番目に区民の大切な個人情報を取り扱っているという職員の意識、認識が不足している。3点目といたしましては、個人情報の事故に対する職員の危機意識、緊張感の欠如。4点目といたしましては、業務が多様化している、あるいは制度が複雑化しているといったことなどによりまして、管理職や係長の目が細部まで行き届かなくなっていることに伴って、組織としてのチェック、管理体制が甘くなっているのではないかとということが挙げられると思いたす。

これらの検証を踏まえまして、ハード、ソフトの両面から対策を講じ、全庁挙げて事故防止に取り組んでいかなければならないと思いたしております。具体的には、例えばメールの誤送信事故のように、物理的に対応が可能なものにつきましては、メーリングリストの利用ですとか、あるいは誤送信防止ソフトの導入を検討してまいります。

また、全ての職場におきまして、個人情報の取り扱い状況の緊急点検や、個人情報取り扱いマニュアルの見直しを行う。さらに再発防止のための情報セキュリティ、リスクマネジメント研修を既に行ったところではございますけれども、全管理職、学校長を対象に実施し、職員の意識改革や組織風土の改善に取り組んでまいります。

当たり前のことをばかにしないで、ちゃんとやるという、いわゆるABC運動が全庁的に進められておりますけれども、この運動に沿いまして、全職員が一丸となって真剣に取り組むこと、さらにPDCAサイクルをきかせまして、マニュアルやシステムの見直しにも取り組んでまいります。

そして、第三者機関でございます板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会によりまして個人情報保護管理体制の外部評価結果を踏まえまして、個人情報保護措置を拡充、強化してまいります。

以上の取り組みに加えまして、日々の朝礼などのミーティング、あるいは業

務を通じまして、個人情報保護管理責任者でございます管理職、個人情報保護事務取扱者である係長が職員に対して繰り返し繰り返し個人情報保護の大切さ、決められた手順の遵守を促し、意識改革を図ることが何よりも大切であると認識しているところでございます。

○田中しゅんすけ

ぜひよろしくお願いたします。坂本区長が常々おっしゃっていることです。個人情報の保護は、区民の生命を守ることと同等だと常々おっしゃっておりますので、ぜひ坂本区長のお言葉を重く受けとめていただいて、次の保護審に事故報告が1件もないことを、本当に私思わせていただいて、この質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、区役所内区民スペースの今後の利活用についてお伺いたします。

南館も11月7日に落成式を控え、いよいよ来年度から本格活用に向け、最終の準備に入っておりますが、南館工事前には、区役所内スペースでさまざまな各種団体がこのイベントスペースを活用し、区民サービス向上に取り組んでいただいております。

一例を挙げさせていただきますが、行政書士会も南館工事中の期間は、グリーンホールで無料相談会を開催していましたが、南館工事前は本庁舎内の区民スペースで開催されておりました。北館改修後、本庁舎内の区民スペースが今までどおりイベントスペースとして活用ができるのかどうか、教えてください。

○施設管理担当部長

区民イベントスペースのご質問でございます。

これまでは、南館改築に伴いまして、戸籍住民課の一部を北館の1階にございます区民ホールに仮移転させていただいたため、中止とさせていただきます。また、北館改修後は、その場所は執務室として使う予定でございます。

一方、今回新たに北館の中央部分、ちょうど吹き抜けの下になりますが、そこに各種相談の特設会場、あるいは各種式典の会場、イベントを行える空間として、区民イベントスペースを整備する予定でございます。この区民イベントスペースにつきましては、窓口の繁忙時の臨時的待合として利用する場合を除きまして、幅広く活用していきたいと考えております。

○田中しゅんすけ

区民イベントスペースを活用するに当たって、本庁舎内で、例えば場所の活用の告知用のポスターの掲示であるとか、告知用のチラシ等を置いていただけ

るようなことは可能なのでしょうか、お答えください。

○施設管理担当部長

各種イベントを開催する場合を初め、区が主催、共催する各種無料相談会、これを区民イベントスペースを利用して開催する場合などには、事前の周知用のポスターを本庁内の掲示板に掲示することができるので、これは可能な限り対応させていただきます。なお、南館改築を機に、庁内の掲示コーナーに関する掲示基準、これの作成を現在総務課と進めておりまして、それに沿った掲示ということにはなりません。

これ以外にも、ロビーに無料相談会などのチラシを置くこと、あるいは区の広報媒体の活用を検討してもらうことで、区民への案内を積極的に展開できるものと考えております。

○田中しゅんすけ

ぜひきめ細やかな対応をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、地域課題についてお伺いいたします。

J R板橋駅改良計画と板橋区用地の一体開発についてお伺いいたします。今年度の予算に計上された板橋区用地とJ R板橋駅との一体開発の予算 300 万円は、どのように使われているのかお答えください。

○政策経営部長

今年度、板橋駅前用地の活用に係る基本構想を策定するための経費といたしまして、支援業務委託経費 324 万円を予算化してございます。J R東日本との間では、現在も当該用地とJ R用地との一体的活用につきまして、その手法や実現可能性につきまして協議を重ねている状況でございまして、本年7月には、現在行っております協議を改めて位置づけるとともに、今年度末までに用地活用の方向性をまとめることを明記いたしました覚書を取り交わしたところでございます。現時点におきまして、予算は未執行でございますが、今後J Rとともに事業性や民間活力の活用の可能性の検証を行っていくため、業務委託を行う予定で現在準備を進めているところでございます。

○田中しゅんすけ

それとまた板橋区用地の件と、それからJ R板橋駅の駅舎改良の件で、J R板橋駅のバリアフリー化がおこなわれていると思うんです。昨年のおまちづくりの特別委員会でお示ししていただいた資料の中には、平成29年度にエレベーター化、これは北区側からというような流れなんだと思うんですけれども、設置が可

能だというふうな資料がありまして、ことしの請願が板橋区 J R 駅前のバリアフリー化を早期に実現してほしいという請願に対しても、同じような資料を出していただいたんですが、若干完成年度がずれている状況が確認されます。

それと、板橋区の一体開発によって、板橋区側のバリアフリー化がおこなわれているように受け取れるのですが、その部分についてお答えください。

○都市整備部長

J R 板橋駅のバリアフリー化についてお答え申し上げます。

板橋駅の駅舎改良工事の具体化に伴いまして、板橋口側の J R 用地内に、東京電力の電力線が埋設されており、これが工事の支障になるということが判明してまいりました。支障物を移設する工事は、平成 28 年度までかかる見込みでありますことから、J R は支障物の影響を受けずに、先行して工事の着手が可能な滝野川口側を第 1 期とし、支障物の移設後でなければ工事の着手ができない板橋口側を第 2 期として、工期を分割する計画を区に示してきているわけでございます。おこなっている理由は以上のとおりでございます。

板橋区は、今お話もありました区用地、いわゆる B 用地との一体開発につきまして、J R と覚書を交わしてございます。板橋口側のバリアフリールートの整備について協議を進めておりますけれども、支障物の移設工事の完了後は速やかに第 2 期の工事に着手されますように、J R に強く働きかけてまいりたいと思います。

○田中しゅんすけ

B 用地との一体開発があったことによって、板橋区側の駅舎改良工事がおこなわれているようなニュアンスは、ずっと私どもが持っているニュアンスの中では否めない部分であって、基本的にバリアフリー化新法が法律化されまして、J R としてみればバリアフリー化を一刻も早く、年度を区切って進めなければいけない状況だったんです。ですが、板橋区と覚書を締結した一体開発を進めているために、どうしてもその覚書の締結が来年、27 年 3 月に一体化に対するやりとりが終わるということですから、それが終わってから板橋区側をやるようなニュアンスでしか受け取れなかったんです。ですので、何が一番必要かということは、一体開発は開発としてやっていただきたいんですけども、J R がそもそも進めていた駅舎の改良工事の中で、板橋区側も含めたバリアフリー化というのは、J R は J R で進めていたというふうに思うんです。そうなってくると、どうしても一体開発があったがゆえに、バリアフリー化が板橋区側がおこなわれているように見受けられるんですけども、その部分はどのようにお考えになっているか、お答え願えますか。

○都市整備部長

お答え申し上げます。いわゆるB用地との一体開発につきましては、今年度に入りましてからJRと覚書を結ぶということで、今お互いに検討しているところなんですけれども、実はこれまでは一体開発ということについては、以前はJRは積極的ではございませんでした。それで、JRは単独での駅舎改築なども視野に入れて準備をしていたところなんですけれども、そのような中で、JR用地の地下に電力線が埋設されているということが判明したために、1期工事と2期工事と分けて、そこで時間差ができたということです。

B用地との一体開発につきましては、この時間差ができたことによって、この時間差を使ってお互いに検討するということが、協議の中でまとまったということで、覚書の締結になった次第でございます。

何よりもバリアフリー化を急がなければならないということは、私どもも強く認識してございます。板橋区内でバリアフリールートが1つも整備されていない駅は、現在はJR板橋駅だけでございまして、これまでも長きにわたって利用者に不便をおかけしている状況は十分に認識してございます。先ほども申し上げましたけれども、バリアフリー工事が早期に実現するために、駅舎改良工事に速やかに着手できるように、これは北区、豊島区などの隣接区とも連携しまして、JRに強く要望してまいりたいと思います。

○田中しゅんすけ

ぜひ一刻も早くバリアフリー化をしていただきたいと、切に思います。一体開発で板橋区の持っているB用地に対して、JR側が非常に今までとは違う対応になってきたということは、喜ばしいことですし、一体開発がそれは進めばとてもいいことだとは思っています。ですが、駅舎改良とバリアフリー化として、バリアフリー化による区民の皆さんの利便性の向上を図るということはまた別のお話で、バリアフリー化はバリアフリー化でしっかりと進めていただくように、強く板橋区からJR側に要望していただきたいと、再度お願いを申し上げまして、私の質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)